

議案第56号

鳥取県林地開発条例の一部改正について

次のとおり鳥取県林地開発条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成23年2月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県林地開発条例の一部を改正する条例

鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項を削る。

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則

1 及び 2 略

1 及び 2 略

(この条例の失効)

3 この条例は、平成23年3月31日までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。この場合における経過措置に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。